

公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9899

日本仲裁人協会：研究講座のご案内(平成28年12月)

Japan Association of Arbitrators, Research Section: December 14 Meeting
~ Subjective Scope of an Arbitration Agreement ~ (Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局 (日弁連業務第二課)

TEL : 03-3580-9870 / FAX : 03-3580-9899

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。当日参加も可能ですが、会場の準備の都合上、できる限り本状による参加申込みをお願い致します。

記

仲裁合意の主観的適用範囲について

(会員対象行事)

日時：平成28年12月14日(水)18:00~20:00

場所：弁護士会館14階1401会議室(千代田区霞が関1-1-3)

報告者：中村 達也 先生 (国士舘大学教授、日本商事仲裁協会理事)

内容：仲裁合意の効力が仲裁合意を締結した当事者以外の者に及ぶことがあるか。この問題について、わが国では余り議論がされていないが、実務上重要な問題の1つであり、諸外国、とりわけ米国では判例法が形成されており、議論の展開が見られる。諸外国の判例が根拠とする法理論が日本法上も妥当するか。この問題について報告が行われる予定です。奮ってご参加、ご発言ください。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9899)

平成28年12月14日(水)の研究会に出席します。

ご芳名：

ご所属等：

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報(氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX番号・Emailアドレス等)に変更のある方は、当会事務局(電話番号: 03-3580-9870 FAX番号: 03-3580-9899 e-mail: jaa-info@nichibenren.or.jp)までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。